海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務 公募型提案審査随意契約(プロポーザル)募集要項

第1 募集事項

1 委託業務名

海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務

2 業務の目的

本市では、令和5年度に、概ね仙台東部道路から東側、宮城野区の仙台塩釜港から若林区藤塚地区及び名取市閖上地区を含む地域を「海浜エリア」と位置付け、このエリアで活動する様々な主体の活動をつなぎ、発展させることによって、この地域の魅力を相乗的に高め、広く発信していくことを目的とした「海浜エリア活性化ビジョン」を策定し、海浜エリアのさらなる賑わい創出のための取り組みを進めている。

海浜エリアでは、様々な土地利活用事業が進行し、新たな観光・交流施設の立地が進んでいるが、当該エリア内の回遊性向上や閑散期とされる秋期から冬期における誘客といった点においては、さらなる取り組みが求められている。

本事業では、海浜エリアへの誘客と来訪者の回遊を促進し、さらなる賑わいを創出するととも に、本事業を通じて、海浜エリア来訪者の属性や動態等を把握することにより、次年度以降の取 り組み等に活用することを目的とするものである。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日(月)まで

4 業務内容

別紙「海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

- 1 過去5年以内(令和2年度以降)に本業務に類似した業務の実績があること。ただし、公告 日前日までに完了した業務に限る。
- 2 公告日時点で、仙台市契約規則(昭和39年仙台市規則第47号)第4条に規定する一般競争 入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 3 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札への参加制限、又は「仙台 市有資格業者に対する指名停止要綱」(昭和60年10月29日市長決裁)第2条第1項の規定に よる指名停止を受けていないこと。
- 4 仙台市内に本社(店)、支社(店)又は事業所等を置いていること。
- 5 「仙台市入札契約暴力団等排除要綱」(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表各号に該当しないこと。
- 6 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続き開始の申立て中若しくは更生手続き中又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て中若しくは再生手続中でないこと。
- 7 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続き開始の申立て中若しくは破産手続き中でないこと。
- 8 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと(または、現在の主たる事業所所在 市町村の市町村税を滞納していないこと。)

第3 スケジュール

令和7年 10月17日(金) 公募開始

10月23日(木) 質問票受付期限(10月27日(月)回答)

10月31日(金) 参加表明書等提出期限

11月 5日(水) 提案書等提出期限

11月 10日(月) プレゼンテーション審査

11月11日(火) 審査結果通知

11月12日(水) 契約締結及び業務開始

令和8年 3月16日(月) 業務完了

第4 応募手続

- 1 応募にあたっての質問及び回答
 - (1) 受付期限

令和7年10月23日(木)17時まで

(2) 受付方法

ア 質問項目を質問票(様式第1号)に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。

- イ 電子メールの題名の最初に、「海浜エリアにおける周遊促進事業企画運営業務への質問」 と明記すること。
- ウ 電子メール送信後、電話で宮城野区海浜エリア活性化企画室にメール着信を確認すること。
- (3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和7年10月27日(月)に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書(様式第2号) 1部

- イ 類似業務受注実績(様式第3号) 8部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ウ 会社概要 1 部
- エ 市税の滞納がないことの証明書 1 部
 - ※「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口 にて申請してください。
- オ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書(その3):未納税額の証明書〕1部 ※所在地(納税地)を所轄する税務署の窓口にて請求してください。
- (2) 提出期限

令和7年10月31日(金)17時まで

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。

(4) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(5) 参加資格の確認

発注者において、提出されたすべての参加表明書等について、参加資格等を満たしている かを審査する。

(6) 参加資格の決定及び通知

参加表明書等を提出したすべての者に対して、参加資格の審査結果を令和7年9月29日 (月)までに電子メールで通知する。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 応募申込書(様式第4号) 1部

イ 企画提案書 8部

(任意様式。A4 版片面印刷。表紙と目次を除き 10 ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む)

(2) 提出期限

令和7年11月5日(水)17時まで(必着)

(3) 提出方法

郵送(書留郵便)または持参。

(4)提出先

「6 提出先」のとおり。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名(所属、職、氏名)」「連絡先(電話番号及び FAX 番号、メールアドレス)」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

ア 業務全体の流れ、実施体制

イ 業務実施のスケジュール

(5) 個別の説明

ア スタンプラリーの企画

- イベントタイトル及びテーマを記載すること。
- ・スタンプラリーの参加手順を記載すること。
- ・作成する広報物やイベント参加中の画面のビジュアルイメージを記載すること。

イ クイズの企画

・クイズの例及び、出題・回答画面の表示を記載すること。

ウ 広報

- ・提案する広報手段の内容について説明と効果を記載すること。
- エ 事業効果の測定手法
 - ・イベントの参加人数の計測方法を記載すること。
 - ・アンケート項目を記載すること。

才 独自提案

・事業目的達成のための独自提案について具体的に記載すること。

(6) 事業の実施体制

各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

- ア 本業務に対する見積書(消費税及び地方消費税の額を含む)。
- **イ** 上記業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

- (1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。
- (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒983-8601 仙台市宮城野区五輪 2 丁目 12 番 35 号 宮城野区役所 4 階

宮城野区まちづくり推進部海浜エリア活性化企画室 (担当:林)

電話番号:022-291-2111 (内線 6183) FAX:022-291-2371

メールアドレス: uminote-miyagino@city.sendai.jp

7 業務説明会

本業務の公募型プロポーザルに係る説明会は実施しない。

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により 審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日(予定)

令和7年11月10日(月)午前 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

(2) 実施会場(予定)

宮城野区役所4階第1会議室 ※詳細は審査対象者に後日連絡する。

(3) 実施方法

ア 出席者は1提案につき3名以内とする。

イ 1 応募者あたりの持ち時間は、20 分以内(説明 10 分、質疑応答 10 分)とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

ウ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査基準に基づき、提案書及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行う。

- (1) 各委員の採点に基づく合計点を合算し、合計点が最も高い応募者を受託候補者として選定する。(次に合計点が高い者を次点とする。)
- (2) 最高得点者がやむを得ない理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする。
- (3) (1)、(2)のいずれの場合においても、合計点が6割に満たない者は、原則として受託候補者として特定しない。ただし、審査委員の審議により、採択にあたっての条件を付したうえで、受託候補者とすることができるものとする。
- (4) 採点された評価の最高合計点が同点の場合の選定について
 - A) 各審査委員の評価で1位が多い者を優先する。
 - B) A) が同数の場合は、審査委員会委員長が高い評価をしたものを優先する。

	審査項目	評価の観点	配点	傾斜 率
1	事業目的との合致性	・本業務の目的を理解し、目的達成のための基本 方針がわかりやすく記載されているか。	5	×1
2	実施体制、スケジュール	・実施体制や事業スケジュール等は業務を安定的か つ適切に遂行できるものであるか。	10	×2
3	スタンプラリーの企 画	・タイトルやテーマは、当該業務を実施するにあた り、適切かつ魅力的なものであるか。	10	×2
		・クイズの例の内容はスポットへの理解が深まる内 容になっているか。	15	×3
4	プロモーション	・プロモーションは、ターゲットに訴求する効率的 な手法を用いているか。	15	×3
		・ビジュアルは、多くの参加を促すような魅力的なものとなっているか。	15	×3
5	事業効果の測定	・アンケート調査で取得する項目は適切か。	10	×2
6	独自提案	・目標達成のための独自提案はあるか。	10	×2
7	見積金額の妥当性及 び経済性	・提案内容と見積書の整合性がとれており、合理的 かつ妥当な積算となっているか。	10	×2
		合計	100	

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に宮城野区海浜エリア活性化企画室に書面(様式は任意)問合せを行うこと。その翌日から10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面により回答する。

5 プロポーザル参加者が1者であった場合の措置

プロポーザル参加者が1者であってもプレゼンテーションを行うものとする。

6 結果の公表

審査委員会における審査の結果については、契約締結後に仙台市ホームページにて公表する。

第6 提案上限額

4,200,000円(消費税及び地方消費税含む。)を上限とする。

第7 契約に関する事項

- 1 審査の結果、受託候補者に選定された者と契約内容について協議の上、随意契約を締結する。 なお、受託候補者と契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
- 2 契約の締結にあたっては、最も評価の高かった企画提案の内容をそのまま実施することを担保するものではなく、業務内容及び委託料について、双方協議の上、業務委託上限額の範囲内で変更する場合がある。
- 3 仕様書(案)は本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。